

様式44

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事殿

医療法人住所 伊勢市一之木3丁目5番13号

医療法人の名称 医療法人

社団 久保内科診療所

理事長 久保公昭

電話 (0596) 28-8718

決 算 届

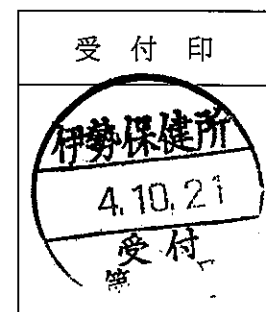
令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

1. 提出に当たっては、正本、副本とも各1部を提出（袋とじ及び割印は不要）
してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）
2. 副本は、返却しませんので、法人事務所での閲覧用を準備してください。
（医療法第51条の2）なお、受付印の押印された控が必要な場合は、提出時
に別途ご用意願います。



事業報告書

(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 久保内科診療所
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県伊勢市一之木 3 丁目 5 番 1 3 号

(3) 設立認可年月日 平成 3 年 12 月 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 3 年 12 月 13 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	久保 公昭	
理 事	久保 裕史	
監 事	久保 和歌子	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 社団 久保内科診療所	三重県伊勢市一之木 3 丁目 5 番 1 3 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 【医療保険】 0 床 【介護保険】 0 床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

(3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年10月21日	前年度決算の決定
令和 3年10月21日	役員報酬の決定
令和 4年 7月10日	出資贈与承認
令和 4年 7月10日	次年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

当該会計年度内に行われた医療機器の購入またはリース契約

令和3年12月 自動体外式除細動器の購入

令和4年 5月 デジタルレントゲンシステムの購入

法人名 医療法人 社団 久保内科診療所
所在地 三重県伊勢市一之木3丁目5番13号

※医療法人整理番号 089

財 産 目 録
(令和 4年 8月31日現在)

1. 資 産 額 82,937 千円
2. 負 債 額 4,538 千円
3. 純 資 産 額 78,399 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	50,896
B 固 定 資 産	32,041
C 資 産 合 計 (A + B)	82,937
D 負 債 合 計	4,538
E 純 資 産 (C - D)	78,399

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 社団 久保内科診療所
所在地 三重県伊勢市一之木3丁目5番13号

※医療法人整理番号 089

貸 借 対 照 表
(令和 4年 8月31日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	50,896	I 流 動 負 債	4,538
II 固 定 資 産	32,041	負 債 合 計	4,538
1 有 形 固 定 資 産	31,811	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	229	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	68,399
		純 資 産 合 計	78,399
資 産 合 計	82,937	負債・純資産合計	82,937

法人名 医療法人 社団 久保内科診療所
所在地 三重県伊勢市一之木3丁目5番13号

※医療法人整理番号 089

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	63,311
2 事 業 費 用	61,258
本 来 業 務 事 業 利 益	2,053
事 業 利 益	2,053
II 事 業 外 収 益	1,343
経 常 利 益	3,396
III 特 別 利 益	56
IV 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	3,452
法 人 税 等	72
当 期 純 利 益	3,380

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 久保内科診療所
理事長 久保公昭 殿

私は、医療法人 社団 久保内科診療所の、令和3会計年度(令和3年 9月 1日から令和4年 8月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年10月12日

医療法人 社団 久保内科診療所

監 事

久保 和歌子

